

国空乗第491号 平成19年2月 7日
国空乗第128号 平成23年6月29日
国空航第11577号 平成29年3月31日

運航管理者養成施設指定申請・審査要領

国土交通省航空局安全部運航安全課長

運航管理者養成施設申請・審査要領 差替表

No.	文書番号	改正年月日	新 頁	旧 頁
1	国空乗第 1 2 8 号	平成 2 3 年 6 月 2 9 日		
2	国空航第 11577 号	平成 2 9 年 3 月 3 1 日	目次、1 ～ 9	目次、1 ～ 9
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				

運航管理者養成施設指定申請・審査要領
目 次

第1部	総則	1
第2部	指定の基準	1 ～ 4
第3部	教育規程の記載要領	4 ～ 6
第4部	指定の方法及び技能審査員の認定	7 ～ 9
別表	教育計画	10
様式		11 ～ 22
附則		23

運航管理者養成施設指定申請・審査要領

第1部 総則

1. 目的

本要領は、航空法第78条第4項において準用する航空法第29条第4項の規定による運航管理者の養成施設の指定に関して、航空法（以下「法」という。）及び同法施行規則（以下「規則」という。）に規定される申請及び審査を行うための方法等を定めることを目的とする。

2. 本要領の位置付け

運航管理者養成施設の指定及び指定の取消し等は、法及び規則に規定するもののほか、本要領に定めるところにより行わなければならない。ただし、本要領の一部についてこれを適用することが適当でない場合には、航空局安全部運航安全課長の承認を受けた上で、他の方法によることができる。

第2部 指定の基準

1. 総論

法第78条第4項において準用する法第29条第4項の規定による運航管理者の養成施設の規則第50条第4項に規定する指定の基準について、細則を以下のとおり定める。

(1) 「運航管理者の養成について相当の実績を有する」(第1号ハ)

以下の基準を満足するものであること。

- ① 当該教育を2年以上又は3コース（コースとは、教育規程に定める教育期間の1期間をいう。以下同じ。）以上行っていること。ただし、直近の教育を修了した日が、指定の申請を行った日から遡って2年を超えないこと。
- ② 修了者が10名以上であること。
- ③ 所定の学科教育の修了者について、学科教育修了後に行われた連続する2回の運航管理者の学科試験（国土交通大臣が実施する国家試験をいう。以下同じ。）による合格率（全科目合格に限る。）が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により学科試験を受験できなかった者及び受験する必要がある者については、計算の基礎となる学科教育修了者数には含めない。
- ④ 所定の教育の修了者について、教育の修了後に行われた実地試験（実地試験とは、国土交通大臣が実施する国家試験をいう。以下同じ。）による合格率（1回で合格したものに限り。）が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により実地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる教育修了者数には含めない。

(2) 学科教官の要件（第3号）

① 「必要な数」

学科教育の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。なお、学科教官は、1名で2以上の科目を担当とすることができる。

② 「相当の実務の経験を有する者」(ロ)

- 1) 航空機、航空機の運航、空中航法又は法規に関する教育を行うときの航空従事者又は運航管理者の資格を有する者
- 2) 航空保安施設、無線通信に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する者
- 3) 航空気象、気象通報、天気図の解説に関する教育を行うときの運航管理者又は

気象予報士の資格を有する者

- 4) 1)～3)の資格を有していない者については、当該学科に相当する教育科目に関して3年以上の教育歴若しくは実務歴又は2年以上の運航管理者補助業務の経験を必要とするものとする。

- ③ 「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として必要な教育を受けている」(ハ)

学科教育を行うに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練方法、オブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は次により配置する主席学科教官が判定することで確認することをいう。

ここで配置する主席学科教官は、運航管理者の養成に係る教育歴を3年以上有する者又は運航管理者技能検定合格後に運航管理者補助業務を2年以上行っている者でなければならない。

(3) 実技教官の要件（第4号）

- ① 「必要な数」

実技教育の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。なお、実技教官は、1名で2以上の科目を担当とすることができる。

- ② 「同等以上の経歴、知識及び能力を有する者」(ロ)

特定の科目に関して専門の教育施設を修了したこと又は3年以上の実務経験を有すること等により、運航管理者の資格を有する者と同等又はそれ以上の知識及び能力を有していると認められる者をいう。

- ③ 「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として必要な教育を受けている」(ハ)

実技教育を行うに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練方法、オブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は次により配置する主席実技教官が判定することで確認することをいう。

ここで配置する主席実技教官は、運航管理者の養成に係る教育歴を3年以上有する者又は運航管理者技能検定合格後に運航管理者補助業務を2年以上行っている者でなければならない。

(4) 技能審査員の要件（第5号）

- ① 「必要な数」

- 1) 当該施設の最大養成数等を考慮し、施設を運営するに当たって必要と認められる数とする。

- 2) 技能審査員は、設置者及び管理者と兼務することはできない。

- 3) 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置をとることが必要である。なお、この場合、教育規程に当該措置を明記しなければならない。

- ② 「技能審査に関する能力を有する者であること」(ハ)

運航管理者の養成に係る教育歴を3年以上有する者又は運航管理者技能検定合格後に運航管理者補助業務を2年以上行っている者であって、本要領の第4部3の規定により認定を受けた者であること。

(5) 教育施設の要件（第6号）

- ① 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ）

以下の基準に適合するものであること。

- 1) 1 のコースに在籍する訓練生の全部を収容できる広さの教育施設を1以上有すること。ただし、訓練生をグループに分ける場合には、1 のグループの訓練生の全部を収容できる広さの教育施設をグループの数以上有すること。
- 2) 1)に定める教育施設のほか、必要な数の教育施設等を有すること。
- 3) 教育施設の面積は、訓練生5名まで15㎡とし、5名を超える1名について15㎡を加算した面積であること。
- 4) 建築関係法規に適合するものであること。
- 5) 標準視力を有する者が、疲労を感じることなく学習ができる照明の設備を有すること。
- 6) 十分な余裕をもって学習ができる大きさの机と椅子を備えていること。
- 7) 15㎡以上の面積を有する黒板又はそれと同様のものを備えていること。
- 8) コンピュータによる個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

ア. 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。

イ. 履修せずに科目を終了することができないプログラムであること。

ウ. 未修科目を管理できるものであること。

② 実技の教育を行うために必要な機材及び設備等（ロ）

- 1) 実技教育に必要な機材及び設備を備えていること。
- 2) 教育に必要な教材を必要数、備えてること。

(6) 学科・実技教育の方法（第7号）

学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間は別表のとおりとする。ただし、同表に定める学科教育若しくは実技教育の一部に相当すると認められる教育を受けていることを入所要件としている場合は、教育科目及び教育時間数を軽減することができる。

(7) 施設の適確な運営のための制度（第9号）

① イ～ホに掲げる制度の運用について責任を有する組織等が明確であること。

② 学科教官、実技教官及び技能審査員に係る管理に関する制度（イ）

主席教官等による任用時及び定期的な教官の技倆の確認、教育の標準化を確認するための教官会議の開催等により、適切な教育訓練が行われ、任用後も教官の能力の向上が図られるものであること。

③ 技能審査の結果についての評価に関する制度（ロ）

教官会議や教官と技能審査員との会議の開催等により技能審査の実績が分析・検討され、この結果を受けて教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。

④ 教育施設の維持管理に関する制度（ハ）

- 1) 教育に必要な機器等の品質が維持されるために必要な措置が講じられているものであること。
- 2) 教育に必要な教材が最新のものに維持されることを保証するものであること。

⑤ 教育実績の記録に関する制度（ニ）

訓練生の教育訓練の実績等が確実に記録され、訓練生に必要な教育が行われていることが確認できるものであること。

⑥ 当該養成施設の監査に関する制度（ホ）

- 1) 当該施設の業務全般にわたり、法及び規則の関連する条項並びに本要領に定める基準への適合性について確認を行うものであること。
- 2) 監査が計画的かつ定期的に実施されるものであること。
- 3) 監査が行う者は、必ずしも監査対象から独立した組織に属している必要はないが、監査について必要な権限が付与されており、監査対象についての知識・経験を有する者で、監査の手法について必要な社内教育等を受けていること。
- 4) 監査結果の記録が適切に行われるものであること。
- 5) 監査において発見された不具合は設置者又は管理者に報告され、これらの者の責任で適切な是正措置が講じられるものであること。

第3部 教育規程の記載要領

1. 総論

規則第171条の3において準用する規則第50条の3第3項に規定する教育規程に記載すべき事項は、2. のとおりとする。なお、教育規程の記載事項を変更した場合には、規則第238条の規定に基づき国土交通大臣へ届出するものとする。

2. 記載事項

(1) 一般事項

① 施設の名称

② 所在地

教育を行う場所が複数ある場合には、主たる事務所の住所をもって所在地とする。

③ 教育目的

④ 入所要件

入所の前提となる資格、所属及び入所者の選抜方法等の要件が明記されていること。

⑤ 最大養成数及び標準養成数等

最大養成数は、同時に教育を行うことが可能な最大数であって、指定を受けようとする養成施設が有する実績及び教育施設並びに管理者、教官の能力等を総合的に考慮して、適当と認められる数とする。

⑥ 教育目標

(2) 設置者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(3) 管理者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(4) 学科教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

② 学科教官のうち、1名を主席学科教官とし、これが明示されていなければならない。なお、主席学科教官は、学科教官として必要な教育（学科教官の任用、技倆保持等を含む。）を管理し、学科教育全般について責任を有するものとする。

(5) 実技教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

② 実技教官のうち、1名を主席実技教官とし、これが明示されていなければならない。

い。なお、主席学科教官は、実技教官として必要な教育（実技教官の任用、技倆保持等を含む。）を管理し、実技教育全般について責任を有するものとする。

(6) 技能審査員

- ① 資格、経歴等を明示し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。
- ② 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を明記しなければならない。

(7) 教育施設の概要

- ① 学科及び実技教育を指定養成施設の所在地以外で行うことがある場合は、それらの教育を行う施設等の所在地が明記されていること。
- ② 教室・ブリーフィングルーム等について、面積、定員、諸元等が明記されていること。
- ③ 教育を行うために必要なその他の施設等
- ④ 教育に使用する教材
学科及び実技教育に使用する教科書その他の参考教材等が明記されていること。
- ⑤ 教育に使用する機材等
学科及び実技教育に使用する機材及び設備等が明記されていること。

(8) 教育の内容及び方法

- ① 教育計画
学科及び実技の科目の時間数、学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。
- ② 教育の方法
学科及び実技の教育ごとに個別又は集合教育の別、訓練生1名について1日又は1回あたりの教育時間数等が明記されていること。
- ③ 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定）及び報告の方法
- ④ 追加教育
訓練生が所定のレベルに達していない場合に、教育規程に定める学科及び実技教育時間に追加して行う教育の時間の限度を記載する。なお、当該教育の時間には、学科試験及び技能審査で不合格となった場合に行われる教育時間は含まないものとする。
- ⑤ 補習の基準
欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。
- ⑥ 教育の中止
次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。
 - 1) 技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。
 - 2) 追加教育の時間が④に定める時間を超えたとき。
 - 3) 欠席時間数と同等な補習が行えないとき。
 - 4) 技能審査を2回受審してこれに合格しなかったとき。
 - 5) その他管理者が必要と認めたとき。
- ⑦ 編入の基準
訓練生を現在在籍しているコース以降のコースに編入される場合の基準について記載すること。なお、当該訓練生が在籍していたコースで既に履修した教育時間数

を最大限として、編入後のコースにおける学科及び実技教育の一部を履修したものとすることができる。

⑧ 教育の内容

学科及び実技教育の各科目ごとに、教育内容、教育時間数等が明記されていること。

(9) 技能審査の方法

① 次の事項について明記されていること。

- 1) 審査の科目及び判定基準
- 2) 審査を行う時期
- 3) 審査実施の要件
- 4) 審査実施要領
- 5) 成績の判定
- 6) 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、1回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。

7) 審査結果の報告

② 審査の科目、実施要領及び判定基準は、運航安全課長が定める運航管理者技能検定実地試験実施基準・細則に準拠するものでなければならない。

(10) 修了証明書の交付

管理者が修了証明書を交付する際に確認しなければならない事項等交付の要件、手続きが明記されていること。

(11) 当該養成施設の適確な運営制度の確立

① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者（役職名称での記述を可とする。以下②～⑤において同じ。）及び権限の範囲、管理の内容、方法について記載すること。

② 技能審査結果の評価に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、評価内容、方法、必要な改善措置をとるための手続きについて記載すること。

③ 教育施設の維持管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、維持管理方法について記載すること。

④ 教育実績の記録の管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、記録管理の対象及び主要な様式、記録の保管方法及び保管期間について記載すること。

⑤ 当該養成施設の監査に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、監査の計画、頻度、監査基準、監査を実施する者及び当該者が受ける教育、監査結果及び改善措置の記録管理、必要な改善措置をとるための手続きについて記載すること。

(12) 役員の状況

当該者が法人である場合には、役員の氏名、役職等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明記されていなければならない。

(13) 教育実績

本要領第2部1(1)に規定する実績を有することを証するものでなければならない。

(14) その他の基準に適合することを証するに足りる事項

第4部 指定の方法及び技能審査員の認定

1. 養成施設の指定

法第78条第4項において準用する法第29条第4項の規定による運航管理者養成施設の国土交通大臣の指定は、次のとおり行うものとする。

(1) 指定審査の方法

- ① 申請書に添付された教育規程について、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
- ② 教育施設等を実地に審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。
- ③ 審査に必要と認められる場合には、関係するその他の書類等の提出を求めるものとする。
- ④ 指定審査の結果については、養成施設の指定に係る審査報告書（第1号）により報告するものとする。
- ⑤ 運航管理者指定養成施設の指定は、規則第171条の3において準用する規則第50条の7の規定により運航管理者養成施設指定書（第29号の3様式）を交付することによって行う。
- ⑥ 申請書に添付された教育規程のうち一部は、運航管理者養成施設指定書の交付にあわせて返却するものとする。
- ⑦ 審査の結果、指定を行わない場合は、不指定通知書（第2号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2. 技能審査員の認定

規則第171条の3において準用する規則第50条の4第5号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 設置者又は管理者からの申請に基づき、技能審査員の認定を受けようとする者に対して行う認定試験は、航空従事者試験官が「指定運航管理者養成施設技能認定試験実施基準（平成19年2月7日付け国空乗第491号）」に基づき行う。
- (2) 認定試験の実技試験は、原則として模擬審査により行うものとする。被審査者の技能審査を兼ねて認定試験を行う場合は、航空従事者試験官の判定をもって被審査員の技能審査の判定とすることができる。
- (3) 試験の結果については、技能審査員能力認定試験成績報告書（第3号様式）により報告するものとする。
- (4) 技能審査員の認定は、(1)に定める試験に合格した者でなければ行ってはならない。
- (5) 技能審査員の認定は、技能審査員認定書（第4号様式）を申請者に交付することにより行う。
- (6) 認定を行わない場合には、不認定通知書（第5号様式）をもって申請者に通知するものとする。
- (7) 規則第171条の3において準用する規則第50条の8第2項の規定に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から2年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であって現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って6月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から2年を超えない範囲で定めるものとする。
- (8) 指定運航管理者養成施設において現に認定を受けている技能審査員について認定の更新をしようとする場合は、口述試験を免除することができる。この場合の認定の審

査は、認定期限の6月前の日から認定期限の日までに行われる技能審査において実施するものとする。ただし、この期間内にコースがなく技能審査を行うことができない場合には、認定の審査は技能審査員の認定試験のうちの口述試験により行い、次の認定期限中に行われる最初のコースにおいて、技能審査員の能力確認を実施するものとする。なお、当該措置により技能審査員の認定の更新を受けた場合、次の認定期限中にコースがなかったときには、当該技能審査員の認定の再度の更新は行わない。

3. 随時検査

(1) 目的

この検査は、法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、各施設の適確な運営のための自己管理制度と相まって、各施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて、航空局安全部運航安全課長の指名する職員が確認することを目的とする。

(2) 検査の方法

① 書類検査

書類検査は、指定養成施設から定期的に提出された以下に掲げる書類を検査することにより行う。

- 1) 入所報告及びスケジュール
- 2) 教育の実施に関する報告書等（実施後速やかに報告すること）
- 3) 当該養成施設が自ら行った監査報告（実施後速やかに報告すること）
- 4) 教育実績（課程終了時及び年度終了時に施設ごとに報告すること）
- 5) 規則第238条の規定に基づき届出がなされた教育規程
- 6) その他乗員課長が必要と認めた書類等

② 実地検査

- 1) 実地検査は、入所要件、教育施設、教育計画又は教育内容に変更があったとき、学科・実技教官の知識・能力に疑義が生じたとき等で、指定基準への適合性について実地に確認が必要であると判断された場合その他運航安全課長が(1)の目的を達成するために必要と認めた場合に行う。
- 2) 1)に掲げるほか、施設の養成規模、養成実績、施設の内容を勘案して頻度を定めて、施設、教育計画、訓練実施記録の管理の状況、修了証明書の適切な交付等について、実地検査を実施するものとする。

3) 検査項目

以下の項目の全部又は一部が基準に適合していることを検査する。

- ア. 施設の管理運営の方法
- イ. 教官の任用及びその能力管理
- ウ. 教育に必要な機材及び設備の管理
- エ. 教育計画及び訓練実施記録の管理
- オ. 学科教育及び実技教育の内容
- カ. 技能審査の内容及び方法
- キ. 修了証明書の適正な交付
- ク. その他乗員課長が必要と認めた事項

③ 検査結果の報告

検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第6号様式）により報告するものとする。

④ 改善指示及び確認

1) 改善指示

検査において不具合事項を発見した場合は、期限を付して改善指示（文書にて）を行うものとする。

2) 改善指示に対する措置

指定養成施設の設置者は、1)の改善指示に付された期限内に、当該指示に対する措置の内容及び実施状況（期限内に未実施のものについては今後の予定）を文書により報告しなければならない。

3) 措置内容の確認

2)の措置が適切であること、措置が的確に行われていることを確認するため、書類検査及び必要に応じ実地検査を行う。検査の内容については、運航管理者指定養成施設の管理者に通知するものとする。

4) 検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第6号様式）により報告するものとする。

4. 指定養成施設の指定の取消し等

(1) 指定養成施設の業務改善命令、業務停止、又は指定の取消し

2の技能審査員の認定、3の随時検査その他法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、法第78条第4項において準用する法第29条第6項に規定する取消し等の事由に該当することが明らかになった場合には、当該指定を受けている者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定を取消することができる。

(2) 技能審査員の認定の取消し

2の技能審査員の認定、3の随時検査その他法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、規則第171条の3において準用する規則第50条の11に規定する取消し事由に該当することが明らかになった場合には、当該技能審査員の認定を取消することができる。

別表

教育計画

(1) 学科教育

教育時間は98時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空気象	27時間
2. 航空工学	29時間
3. 航空法規	15時間
4. 航空航法	14時間
5. 航空通信	7時間
6. 航空施設	6時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め21時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とし、教育科目の細部は航空局安全部運航安全課長が定める運航管理者技能検定実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。また、技能審査時の被審査者の経験は規則第167条の運航管理者の受験資格を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 天気図の解説及び航空情報の説明	11時間
2. 航空機の航行の援助	10時間

注) 各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) 技能審査

技能審査の時間は、3時間10分とする。

なお、この審査の際の飛行計画作成時間は、40分とする。

養成施設の指定に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名・印

設 置 者 の 氏 名	
管 理 者 の 氏 名	
養 成 施 設 の 名 称	
養 成 施 設 の 所 在 地	
審 査 実 施 期 間	
養 成 施 設 の 概 要 及 び 審 査 の 所 見	
判 定	☐ 合格 ☐ 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 養成施設運営能力		
1. 3 養成の実績		
1. 3. 1 2年以上3コース以上（学科・実地試験合格率80%以上）		
1. 4 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 養成施設管理能力		
2. 4 養成についての知識・経験		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能検定合格証明書の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事 項	適	否
4. 実技教育組織		
4. 1 組織と教官数		
4. 1. 1 主席実技教官の配置		
4. 1. 2 グループ担当教官の配置		
4. 1. 3 訓練生と教官の比率		
4. 1. 4 実技教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
4. 1. 5 実技教官の任用の判定		
4. 2 実技教官		
4. 2. 1 年令		
4. 2. 2 技能検定合格証明書の保有又は経歴要件		
4. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		
5. 技能審査員		
5. 1 年令		
5. 2 欠格者でないこと		
5. 3 技能検定合格証明書の保有又は経歴要件		
講評		
6. 教育施設		
6. 1 学科教育施設		
6. 1. 1 教育施設		
6. 1. 1. 1 教育施設配置		
6. 1. 1. 2 教育施設面積 m ² 施設数 室		
6. 1. 1. 3 建物		
6. 1. 1. 4 照明		
6. 1. 1. 5 机・椅子		
6. 1. 1. 6 黒板その他の設備		
6. 1. 2 教育施設等		
6. 1. 2. 1 教科書、参考書等		
6. 1. 2. 2 実習教材		

事 項	適	否
6. 2 実技教育施設		
6. 2. 1 教育施設		
6. 2. 1. 1 機材及び設備		
6. 2. 1. 2 実技用教材		
講評		
7. 教育課程		
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
7. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
7. 3 最大養成数 名		
7. 4 年間標準養成数 名		
講評		
8. 技能審査方法		
8. 1 技能審査方式（再審査含む）		
8. 2 判定基準の水準		
講評		
9. 養成施設の適確な運営のための制度		
9. 1 教官に係る管理に関する制度		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度		
9. 4 教育実績の記録の管理に関する制度		
9. 5 養成施設が自ら行う監査に関する制度		
講評		

事	項	適	否
10.	教育実績		
10. 1	当該教育を2年以上3コース以上		
10. 2	修了者が10名以上		
10. 3	学科試験合格率80%以上		
10. 4	実地試験合格率80%以上		
講評			

国空航第 号

不 指 定 通 知 書

（指定申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった航空第78条第4項において準用する航空法第29条第4項の運航管理者の養成施設の指定の件については、下記のとおり指定しないこととしたので通知する。

記

1. 申請のあった養成施設名
2. 指定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

技能審査員能力認定試験成績報告書

総 合 判 定

受 験 者 調 書

ふりがな _____	平成・昭和
氏 名	生年月日 年 月 日

運航管理者技能検定合格証明書

運航管理者等の経歴

No. _____

教 育 歴 : 年 ヶ月

補助業務の経験年数 : 年 ヶ月

現 住 所

電話番号

連 絡 先
(会社団体等)

電話番号

試 験 の 実 施

口 述

期日 年 月 日 場所

試験官

印

実 技

期日 年 月 日 場所

試験官

印

特記事項

要件審査	判 定

成 績 表

試 験 科 目	判 定
口 述 試 験	
指 定 書 ・ 教 育 規 程	
航 空 に 関 す る 知 識	
実 技 試 験	
口 述 審 査 法	
実 技 審 査 法	
備 考	
特記事項	

備考欄には、被審査者に関する事項、実技審査法の試験方法等を記入すること。

国空航第 号

認 定 書

（申請者名）殿

航空法施行規則第171条の3において準用する同規則第50条の4第5号及び同規則第50条の8第2項の規定に基づき、下記について技能審査員の要件を備えていることを認定する。

記

1. 技能審査員氏名
2. 養成施設の名称
3. 有効期限

年 月 日
国土交通大臣 印

国空航第 号

不 認 定 通 知 書

（申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった技能審査に関する認定については、
下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

1. 技能審査員候補者氏名
2. 養成施設の名称
3. 認定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

指定養成施設随時検査報告書

指定養成施設名	
実 施 日	
報告者氏名・印	
検 査 理 由	
検 査 内 容 及 び 所 見	

附則（平成１９年２月７日付け国空乗第４９１号）

１．施行期日

この要領は、平成１９年３月１日から施行する。

附則（平成２３年６月２９日付け国空乗第１２８号）

１．施行期日

この要領は、平成２３年７月１日から施行する。

附則（平成２９年３月３１日付け国空航第１１５７７号）

１．施行期日

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。